

西宮市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第11号。以下「条例」という。）の例による。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）
- (2) 定款その他基本約款
- (3) 運営規程
- (4) 職員名簿（第4号様式）
- (5) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (6) 施設に関する平面図等
- (7) 誓約書（第5号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(事業廃止及び休止の届出)

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に

掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第3号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（基準の遵守及び報告）

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、重大な事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第7条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、事業者に対し、必要な行政指導を行うことができる。

3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、西宮市行政手続条例（平成9年西宮市条例第13号。）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

4 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式による身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 旧様式により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすもの

とする。また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

(様式第1号)

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

西宮市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模 及び構造	専用区画： m ² 〔1人当たり： m ² 〕 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 職員名簿（様式第4号） <input type="checkbox"/> 放課後児童支援員の資格証明書等の写し <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）
-------	--

(様式第2号)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

西宮市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び 構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他 ()
変 更 内 容 (「変更する事項」 欄において○をし た番号に応じて記 載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

(様式第3号)

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

西宮市長 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具 体 的 に)	
現に便宜を受けている児童 に 対 す る 措 置 (具 体 的 に)	

職員名簿

事業所の名称

1 主な職員

定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載する。

年 月 日現在

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了	

【留意事項】

- (1) 人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（様式2）の提出が必要です。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件を満たしている職員は、資格証明書等の写しを添付します。
- (3) 記載欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

2 参考（放課後児童健全育成事業に従事する職員）

「1 主な職員」へ記載した者を除く、放課後児童健全育成事業に従事する全職員を記載する。

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件	
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了

【留意事項】 「2 参考」に記載した職員が人事異動等により交代する場合は、変更届（様式2）の提出は必要ありません。

(様式第5号)

誓約書

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。なお、西宮市長がこの誓約書の写し及び役員等の名簿その他西宮市長が必要と認める書類(以下「役員名簿等の書類」という。)の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)に提供すること、西宮市長が警察署長に下記のことについて意見聴取(文書照会)すること及び、警察署長から得た情報を西宮市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市水道事業管理者その他実施機関と共有することについて同意する。

記

- 1 暴力団(条例第2条第1号)、暴力団員(条例第2条第2号)又は暴力団密接関係者(条例第2条第3号)に該当しないこと。 ※裏面の条例抜粋を確認
- 2 協定の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受託者としなないこと。また、その第三者が別の第三者を受託者とする場合など業務の一部を受託するすべての第三者についても、上記1に該当する者を受託者としなないよう指導すること。
- 3 西宮市長が警察署長への意見聴取(文書照会)の必要があると認めた場合、役員等の名簿その他西宮市長が必要と認める書類を提出すること。また、業務の一部を受託するすべての第三者に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ誓約書及び役員等の名簿その他西宮市長が必要と認める書類を求め、速やかに西宮市長に提出すること。
- 4 この誓約書に違反したときには、西宮市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

西宮市長 殿

(個人の場合は氏名)

法 人 名

㊞

※個人の場合は不要

代表者氏名

㊞

(個人の場合は住所)

所在地

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）

（ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

（イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者

教育・保育施設等事故報告書

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)					施設・事業所代表者等			
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢)		/		こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー一、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面			
教育・保育の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面			
対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の 要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
<p>① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)</p> <p>→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagathoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)</p> <p>② 幼稚園、幼稚園型認定こども園</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)</p> <p>③ 特別支援学校幼稚部</p> <p>→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)</p> <p>→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)</p>	<p>④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoku.kenzen@cfa.go.jp)</p> <p>⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoku.katei@cfa.go.jp)</p> <p>⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoku.kosodate@cfa.go.jp)</p>
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	